

氏名	なかもと さとる 中本 悟
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第261号
学位授与の日付	平成13年1月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	現代アメリカの通商政策

論文調査委員 (主査) 教授 本山美彦 教授 坂井昭夫 教授 岩本武和

論文内容の要旨

本論文の主題は、戦後アメリカの通商政策をその根拠法であるアメリカの通商法と現代貿易の流れを大きく規定する多国籍企業の貿易活動という二つの視点から解明することにある。上の二つのアプローチに対応して、本論は第1部の「アメリカの通商法と通商政策」と第2部の「多国籍企業と通商政策」から構成される。

第1部では、現代アメリカ通商政策の根拠法である通商法の内容とその運用実績を検討する。もともとアメリカでは輸入問題が重要な通商問題であり、貿易自由化のもとでの輸入増加対策が通商政策の課題であった。しかし、1970年代以降は、深刻化する輸入問題だけでなく、公正貿易を掲げて貿易相手国の不公正貿易を問題にし、もって輸出拡大を指向する通商法が強化されるようになる。このような輸入対策および不公正貿易対策の根拠法となる一連の通商法が、貿易匡正法(Trade Remedy Law)であり、この内容とその運用実績を検討することが第1部の主要課題である。

第1章は、貿易匡正法の内容とこの法に基づいて輸入問題を処理する主な行政機関とその手続きについて概観する。ここでは、本論に登場する通商法や通商行政機関について基礎的な説明が与えられる。

第2章は、貿易匡正法の変遷を追跡し、その背後にある経済的利害関係を析出することによって、数度にわたる通商法の大きな修正の意味を解明し、戦後のアメリカ貿易政策史における貿易自由化と保護主義の「トレード・オフ」関係を導出している。さらに通商法の運用実績を検討することによって、1980年代以降に不公正貿易法(反ダンピング法、相殺関税法、301条)の乱用による通商問題の政治化が進んだことを明らかにしている。

第3章は、1962年通商拡大法とともに成立し、それ以後のアメリカの貿易自由化とともに展開してきた貿易調整の仕組と実績とを検討している。この制度は、貿易自由化で業績不振になった企業や失業した労働者を対象とする調整制度で、アメリカ独自の制度である。この制度の発展は、1962年通商拡大法以降のアメリカの貿易自由化の歴史と表裏一体のものであり、この制度が貿易自由化と保護主義の「トレード・オフ」問題の一つの解決策であったことが示される。

以上の貿易匡正法の変遷に関する研究は、アメリカの通商政策が1970年代初頭までは一方主義的自由貿易主義であり、したがってまた「輸入の政治」が必要かつ重要な政策であったが、1974年通商改革法を転機として、いわば「輸出の政治」が加味され、通商政策が多様化してきたことを示している。

第2部では、この通商政策の転機の背景となった多国籍企業に焦点を絞って、多国籍企業の貿易構造における地位と通商政策の策定に対する含意について検討する。そのためにまず第4章では、アメリカ多国籍企業の在外調達および企業内貿易を分析し、いまや多国籍企業がアメリカの貿易構造に大きな地位を占め、通商政策形成における重要なアクターとなっているという実在的根拠を明らかにしている。

第5章では、多国籍企業の政治問題化が取り上げられ、多国籍企業が通商政策の策定に深く関わっていく過程を分析している。多国籍企業がアメリカの国際経済政策上の政治問題となるのは、1960年代のドル危機においてであった。政府はドル防衛のための資本輸出規制を強めたが、この規制は当時急速に多国籍化を進めていたアメリカのビッグ・ビジネスの利益に反したので、当然規制反対の動きが強まった。同時期に、労働組合も多国籍企業を政治問題化した。彼らは多国籍企業の在

外活動が、アメリカの産出、雇用、貿易収支に悪影響を及ぼすとして、その規制を主張したのである。

このような多国籍企業の政治問題化は、結局のところ金＝ドル交換停止と変動相場制への移行を断行したニクソン政権によって、多国籍企業による資本輸出の国際収支上の制約を突破することによって解決された。それに伴ない、1974年には資本輸出規制も撤廃された。以上の経緯から、1974年通商改革法は、不公正貿易法を強化することによって労働者による多国籍企業批判や保護主義の台頭に対応しつつ、他方では多国籍企業のいっそうのグローバル・リーチを促進するものであったとして、ここに戦後通商政策の一つの転換を画している。

1980年代にはアメリカの通商政策は、301条に代表される一方主義的アプローチ、GATTを中心とする多角的アプローチ、複数国間の貿易自由化を進める地域主義的アプローチというマルチ・トラック・アプローチが展開される。第6章では、地域主義通商政策のひとつであるNAFTA（北米自由貿易協定）を取り上げ、それがアメリカ多国籍企業主導の北米3カ国の市場統合であり、アメリカ多国籍企業の競争力強化策であったことを明らかにする。その上で、NAFTAが「貿易自由化と環境問題」、「貿易自由化と労働標準」および「貿易自由化と現地調達率規制」というWTOでも問題となる新たな問題をどのように解決したのかを検討し、NAFTAの独自性を明らかにする。

第7章は、近年急速に拡大している対米直接投資を取り上げ、在米外資系企業による貿易と対米直接投資をめぐる「Who is Us?」論争を検討している。また補章では、米国議会報告の分析を通して、日米貿易不均衡がどのようにして日米間の政治問題となり、貿易摩擦を引き起こすに至ったのか、そのプロセスを追跡している。

論文審査の結果の要旨

アメリカの通商政策の研究には、通商法の解釈を行なう法学的研究、議会における通商法の成立過程を分析したI.M. DestlerのAmerican Trade Politicsに代表される政治学的研究、自由貿易論支持の立場からの国際経済学的研究、などのアプローチがある。

本論文は、このようなアプローチを援用しながらも、通商法の策定と施行過程における経済的利害関係を析出するという政治経済学的アプローチを採ることによって、以下のような学術的貢献をなした。

第1に、アメリカの通商政策が1974年通商改革法を境に、一方的な貿易自由化から「自由貿易とは公正貿易なり」という立場から貿易相手国の不公正貿易を問題にして、もって輸出市場拡大をはかるといふ公正貿易主義に転換した背後には、ドル危機における多国籍企業の政治問題化をめぐる政策論争があったことを、豊富な一次資料の検討によって明らかにしている。こうして1970年代以降のアメリカの通商政策を保護主義の強化ではなく、多国籍企業のグローバリズムを進める政策として捉えるべきだとの主張を説得的にしている。

第2に、1962年通商拡大法に盛り込まれた貿易調整支援制度の理念と仕組み、またその実績と改革を一貫してトレースした点は、日本では従来注目されなかったアメリカ通商政策史の一側面の研究として価値をもつ。すなわち、貿易自由化を広くまた速く遂行しようとするほど、逆にまた保護主義勢力も強くなることを通商法の改革過程の分析から導出し、これを「貿易自由化と保護主義のトレード・オフ」関係として捉え、貿易調整支援政策をその政治的解決策として位置づけている。日本の産業政策とは異なる、貿易への政府介入のアメリカ的独自性を明確にした点で、比較政策研究のうえでも貴重な研究である。

第3に、国際貿易委員会の在外付加価値関税品統計と商務省の多国籍企業貿易統計とを複合的に利用して、米系および在米外資系企業が現代アメリカ貿易において支配的な地位を占めていることを分析した点である。そしてアメリカ多国籍企業の現地市場指向を確認したうえで、カナダとメキシコ、およびマレーシアがいまなお一大在外調達（offshore sourcing）拠点であることを明らかにしている。

このような米系多国籍企業データの分析は、NAFTAが単なる北米3カ国の自由貿易協定ではなく、メキシコの外資導入による工業化やカナダの対米貿易紛争の解決といったそれぞれの思惑を包摂した、アメリカ多国籍企業による北米市場統合であることを説得的に主張することを可能にしている。

以上総じて、通商政策の研究に多国籍企業というアクターを明示的かつ系統的に繰り込むことによって、投資が貿易を規定する現代アメリカの通商政策の研究に新たな視点を提供した本論文の独自性は高く評価される。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成12年11月6日、論文内容と、それに関連した試問を行った結果、合格と認めた。